様式第３号（第12条，第20条の2関係）

年 月 日

茨城県　　保健所長　殿

〒□□□－□□□□

住　　所

（法人にあつては，主たる事務所の所在地）

電話番号

ふりがな

氏　　名

（法人にあつては，その名称及び代表者の氏名）

年　　月　　日生

次のとおり申請（届出）します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請（届出）の種類該当欄に○印を記入すること。 |  | 食品営業許可申請（新規） |
|  | 食品営業許可申請（更新） |
|  | 食品営業届 |
| 共通記載事項 | 営業所の所在地（自動車において調理をする営業にあつては，自動車登録番号） | 〒□□□－□□□□電話番号 |
| 営業所の名称，屋号又は商号（ふりがなを付すこと。） |  |
| 営業の形態 |  |
| 主として取り扱う食品又は添加物 |  |
| 食品衛生管理者又は食品衛生責任者（ふりがなを付すこと。） | 氏名資格の種類及び受講した講習会　　　　　　　　　　　　　　資格取得年月日 |
| 申請記載事項 | 営業の種類 | 許可番号 | 許可年月日 | 有効期間 | ※査定 |
|  | 保指令第　号 | 　年月日 | ～ | 　 |
|  | 保指令第　号 | 　年月日 | ～ | 　 |
|  | 保指令第　号 | 　年月日 | ～ | 　 |
| 施設の構造及び設備を示す図面・付近の見取図 | 別紙のとおり |
| HACCPの取組の種別 | □HACCPに基づく衛生管理□HACCPの考え方を取り入れた衛生管理 |
| 申請者（法人にあつては，その業務を行う役員を含む。）の欠格事項の該当の有無 | (1)　食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなつた日から起算して２年を経過しないこと。 | 有　・　無有の場合は，その内容を記入すること。 |
| (2)　食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され，その取消しの日から起算して２年を経過しないこと。 | 有　・　無有の場合は，その内容を記入すること。 |

（注）記入要領は，裏面を参照のこと。

　(裏面)

記入要領

(1)　法人にあつては，生年月日の記載は要しない。

(2)　申請（届出）の種類の欄の前に〇印を記入すること。

(3) 共通記載事項の欄は全ての申請（届出）で記入すること。

(4)　食品衛生管理者を設置する場合は，併せて食品衛生管理者設置（変更）届（様式第２号）により届け出ること。

(5)　申請記載事項の欄は営業許可申請の場合に記入すること。

(6)　営業の種類が３業種を超える場合は，営業許可申請関係事項記載欄に記載すること。

(7)　許可番号，許可年月日及び有効期間の記載は，更新の場合に限る。

(8)　※査定欄は，申請者は記入しないこと。

(9)　HACCPの取組の種別の記載は，更新の場合に限る。ただし，営業の種類が複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業の場合は，新規の場合も記入すること。

(10) 別紙の添付は，新規の申請の場合に限る。

(11) 水道法（昭和32年法律第177号）第３条第２項に規定する水道事業，同条第６項に規定する専用水道及び同条第７項に規定する簡易専用水道により供給される水以外の飲用に適する水を使用する場合にあつては，同法第20条第３項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者の行う当該使用しようとする水に係る水質検査の結果を証する書類の写しを添付すること。

　○　営業許可申請関係事項記載欄

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営業の種類 | 許可番号 | 許可年月日 | 有効期間 | ※査定 |
| 　 | 　保指令第　　号 | 　年　月　日 | ～ | 　 |
| 　 | 　保指令第　　号 | 　年　月　日 | ～ | 　 |
| 　 | 　保指令第　　号 | 　年　月　日 | ～ | 　 |
| 　 | 　保指令第　　号 | 　年　月　日 | ～ | 　 |
| 　 | 　保指令第　　号 | 　年　月　日 | ～ | 　 |
| 　 | 　保指令第　　号 | 　年　月　日 | ～ | 　 |
| 　 | 　保指令第　　号 | 　年　月　日 | ～ | 　 |
| 　 | 　保指令第　　号 | 　年　月　日 | ～ | 　 |
| 　 | 　保指令第　　号 | 　年　月　日 | ～ | 　 |
| 　 | 　保指令第　　号 | 　年　月　日 | ～ | 　 |

　○　収入証紙貼付け欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |